

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 1 日現在

機関番号：16201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530029

研究課題名(和文)外国人の退去強制と人権保障に関するヨーロッパ移民法の日米比較研究

研究課題名(英文)Comparative Study of EU Migration Law on Deportation of Aliens and Protection of Human Rights with Japan and the U.S. Immigration Law

研究代表者

新井 信之 (ARAI, NOBUYUKI)

香川大学・法務研究科・教授

研究者番号：80249672

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究によって、わが国においてはこれまであまり紹介されていなかった欧州連合(EU)における出入国管理・規制に関する法制度の全体的な構造とともに人権保障システムについて明らかにし、それらの成果を学術論文や口頭発表の形で公表することができた。それとともに、日米との比較、わが国における出入国管理政策への問題点の指摘、さらには海外の研究者および大学等の研究機関とのネットワークの構築、およびEU移民法における多発テロの勃発と大量難民の流入についての喫緊の研究課題を発見することができた。

研究成果の概要(英文)：This study could succeed to publicize the following expected research on EU migration law with comparative study of Japan and the U.S. immigration law; whole system of EU migration law, protection of human rights in EU legal system, proposal opinion to Japanese immigration policy etc., to achieve academic network with EU and U.S. researchers, and to find new research subject on terrorism and refugees in EU migration law.

研究分野：憲法、国際人権法

キーワード：憲法 EU法 退去強制 外国人 人権 条約 日米比較

1. 研究開始当初の背景

(1) 当該国家に在留する外国人を国外へ追放し、「移動の自由」を制限する退去強制処分は、その者にとっては、ときには刑罰以上の権利・自由の侵害を及ぼす過酷なものとなる。しかしながら、国家の存立と国民の生命・自由・財産を守ることをその責務とする政府は、外国人のもたらす多くの利益とともにその不利益に対して、対外的な主権原理から導かれる強力な国家権限(アメリカの学説は、これを連邦議会の「絶対的権限」〔plenary power〕と呼んでいる。)を行使して対処することになる。これは、自国民に対しては決して許されないものであっても、時として外国人には認められ、司法府は政治部門の判断に服従するかのごとく自己抑制の姿勢で臨むのである。だが、国家の権力性が露骨に現れる処遇なるがゆえに、人としての人権享有主体性を有してその国に在留し、日常生活を営む外国人に対する権利侵害が発生する危険性も高まり、そのことを前提とした慎重な権限行使が強く求められるところである。

(2) アメリカの学説においては、外国人の出入国管理・規制の事案については、かかる絶対的権限理論に対して合衆国憲法を頂点とする法体系の下でいかにしてそれを制約

するか、多様な議論がなされてきた。一方、わが国における外国人の出入国管理・規制は、他の行政事務にくらべて異質とも懸念されるような幅広い権限を法務大臣の裁量として認めていることが特筆される。たとえば、出入国管理及び難民認定法(以下、「入管法」という。)では、外国人が退去強制事由に該当すると判断されると一律に退去強制命令が下され、異議の申出が却下された後に初めて法務大臣に恩恵的な救済を求めることになっている(入管法 24~50 条)。これは、在留の特別許可を与えるかどうかという法的救済の内実が法律ではなく、法務大臣の自由裁量に属するというもので、合衆国ではそれが連邦議会の裁量権限とされているものが、わが国では行政庁の絶対的(plenary)な権限とされているのである。

(3) 一方、ヨーロッパ諸国における「移動の自由」についての議論は、1957 年のローマ条約によって設立されたヨーロッパ経済共同体(EEC)の誕生を契機とし、以来、域内における人、物、サービスの移動の自由を図るシェンゲン協定が 1985 年に調印され、1992 年にはマーストリヒト条約による欧州連合(EU)の発足によって EU 市民権が規定され、その後、紆余曲折を経ながら 2009

年のリスボン条約の成立により新たな展開をみせることとなった。EU 市民については、領域内における移動の自由はもちろんのこと、日米とは異なり国境を越えて権利保障が強化されることになったのである。これらの権利・自由は、EU に加盟する各国の国内法の体系に直接作用し、かつ優先する EU 法（European Union Law）の影響を受けるものであり、EU 構成国以外の第三国の国民たる外国人の退去強制についても、欧州人権裁判所と欧州司法裁判所との並列的關係、EU 法の国内法的効力、第三国国民（外国人）間における差別的取扱い、家族の結合性（integrity）等について、28 の EU 加盟国においてそれぞれ独自の議論がなされ、EU 全体としての法体系の構築と定着化の努力がなされているところであった。

2. 研究の目的

(1) アメリカにおいて移民・国籍法が定める退去強制についての研究は、移民法研究のなかでも最も重要な分野に属するといわれ、アメリカ法の日本法への影響と比較法研究の観点からも、これまで大いに触発されるものがあつた。ところが、国際的な人的交流がさらに活発になるにつれて、在留外国人の法

的諸問題がますます増加することが予想されるわが国にとっては、近時、EU 諸国における国家の主権原理を制約する法的変動についてより関心が高まってきているところ、本研究の代表者は、2010 年にシカゴで開催された全米移民法教育者研究大会（I.L.T.W.）において欧米諸国の移民法研究者らと知り合い、かれらと日米を意識した EU 移民法の比較法的研究を進めることに合意し、本研究の着想に至つたものである。

(2) 本研究は、このような経緯によって、EU 諸国における外国人の退去強制に関する法制度とその運用について、これまでの研究代表者の研究成果を踏まえて人権保障の視点から日米との比較をおこない、わが国の新しい出入国管理制度への提言をおこなうことを目的として開始された。比較法的研究のための対象国は、EU 諸国、アメリカおよび日本で、各国の大学の研究機関および研究者と連携して実証的な研究・調査・分析を実施し、それとともに、わが国においては個々の領域において EU 法が国内法化しつつある現状が十分紹介されていないため、本研究は退去強制に関する先駆的な取り組みとして実施を心掛けていくものであつた。

3. 研究の方法

本研究は、これまで積み重ねてきた日米の比較法的研究の知見を基礎として、つぎのような4つの方法によって研究を進めていった。

第1に、EU 移民法に関して EU 本部が公式に発表する書簡、海外の文献、国内の文献等を収集し、それらについての分析をおこなった。それとともに、ひきつづき日米における関係資料等の調査および法制度についての分析をおこなった。

第2に、新たな EU 移民法研究についての重要な情報や知見を得るため、ヨーロッパおよびアメリカにおける学会への出席、大学等の研究機関における調査、実務家および行政機関への聞き取り調査等による情報収集と意見交換をおこなった。

第3に、海外とともに国内における出入国管理・規制と人権保障についての情報収集および意見交換のため、学会および研究会への出席、講演会・シンポジウムでの講演、実務家および行政機関への聞き取り調査等をおこなった。

第4に、学会、研究会、講演会での口頭発言や意見交換、学術図書の刊行、本務校の紀要等によって研究成果を発表するとともに、新たな情報を収集した。本研究は、これまで

の研究の上に新たに EU 移民法の比較法研究を積み上げていくことを目的とするため、とくに海外における文献および情報の収集が重要となるので、たえず海外の研究者・実務家との連携を保ちつつ、全体として効果的に研究計画・方法を実施することを心掛けてきた。

4. 研究成果

(1) EU 移民法の調査・分析について、先に述べたように、わが国においては、これまでとくに体系的な研究はなされていないのが現状といえる。そこで本研究は、まず第1にこの点を主眼として調査・分析をおこない、欧州連合 (EU) における出入国管理・規制に関する法制度の全体的な構造とともに人権保障システムについて明らかにすることができた。

(2) 日米との比較について、上記の EU 移民法の体系を分析しつつ、外国人の退去強制についての法制度および司法審査について、日米における最新の状況を踏まえて比較法的研究をおこない重要な問題点を析出することができた。

(3) 総合的な提言として、「出入国の公正な管理」(入管法 1 条)の実現を謳うわが国

の出入国管理政策について、これまでの日米の比較法的研究とともにこのたびの EU 移民法の研究を通じて、わが国における出入国管理政策への問題点の指摘をおこなうことができた。

(4) 学術的な特色・独創的な点として、外国人の退去強制と人権保障に関して、多くの研究者が EU の諸条約とそれぞれの国内法との関係に特化して研究を進めていこうとするのに対して、日米の比較法的研究の手法をもって多角的な視点から EU 移民法の理論研究を進展させるとともに、海外の研究者および実務家との緊密なネットワークを駆使して最新の情報収集と意見交換を実現することができた。

(5) 本研究は、わが国における外国人法および EU 法の研究にとって新たな展開と示唆をもたらすことを念頭において、出入国に関する多くの問題の発生が懸念されるわが国の入管実務にとっても時宜を得た大きな意義をもつものと考え実施してきた。その結果、本研究の実施期間中に EU 諸国における多発テロの勃発と大量難民の流入の事態に遭遇し、わが国のみならず世界的な規模での喫緊の研究課題を発見することができた。これについては、平成 28 年度からも科学研究費助

成事業の支援を受けて引き続き EU 移民法の比較法的研究を推進することとなり、このたびの本研究の成果を基礎として、ささやかながら今後とも社会全般に寄与していくことができるものと確信している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

新井信之「EU 移民法研究序説—日米との比較を踏まえて」(単著)(香川法学第 34 巻第 3・4 号、2016 年 3 月) 134 - 178 頁

新井信之「わが国の最高裁判所における人権保障のグローバル化の兆候—近年の婚外子裁判をめぐる—(二)」(単著)(香川法学第 33 巻第 3・4 号、2015 年 3 月) 1 - 29 頁

モトムラ・ヒロシ/新井信之(訳)「アメリカ合衆国における移民・国籍の歴史、法、そして家族について—われわれは労働者を求めたが、家族がやってきた—」(香川法学第 32 巻 2 号、2012 年 9 月) 113 - 120 頁

HIROSHI MOTOMURA, WE ASKED FOR WORKERS, BUT FAMILIES CAME: TIME, LAW, AND THE FAMILY IN U.S. IMMIGRATION AND CITIZENSHIP,

KAGAWA UNIVERSITY SCHOOL OF
LAW PRESENTS

〔学会発表〕(計 1 件)

新井信之「外国人の人権 - 出入国の視点から」(招待講演)立命館大学主催 ; 「人の国際移動と法 - 入管法制をめぐって」シンポジウム・2012 年 12 月 8 日〔於 ; 立命館大学衣笠キャンパス (京都府・京都市)〕

〔図書〕(計 2 件)

新井信之『日本国憲法から考える現代社会・15 講—グローバル時代の平和憲法』(単著)(有信堂高文社、2015 年 11 月) 260 頁

新井信之『現代における法と政治の探求』(共著)「米国退去強制法の史的展開と外国人の排斥—1952 年移民・国籍法制定の背景についての憲法的考察—」〔執筆論文〕(成文堂、2012 年 10 月) 1 - 26 頁

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

出願年月日 :

国内外の別 :

取得状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

出願年月日 :

取得年月日 :

国内外の別 :

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

新井 信之 (ARAI, Nobuyuki)

香川大学・法務研究科・教授

研究者番号 : 8 0 2 4 9 6 7 2